

令和8年6月22日 開会
令和8年6月22日 閉会
第 26 回
(通算第 252 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 6 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和8年6月11日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和8年6月22日
2	場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 26 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和8年6月22日
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 三浦 浩明
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 杉ノ内 孝太 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 三浦 浩明
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	齋藤 一政 澄川 敦馬
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 齋藤 真央 事務局員 松林 龍太郎
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時30分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		藤井 和子 見川 恒栄
会期の決定		令和8年6月22日
開 議		令和8年6月22日
備 考		

第 26 回農業委員会
(通算第 252 回)

令和8年6月22日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局	本日の欠席の方は、齋藤一政委員と澄川敦馬委員で、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として藤井委員、見川委員を指名します。 議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、1件です。 農地の所在は〇〇〇番〇、他1筆、地目は畑、合計面積91㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は、〇〇〇番〇について昭和年月日不詳ごろに公衆用道路の一部になっている。〇〇〇番〇については、昭和年月日不詳ごろから耕作しておらず、山林化している。耕作は不可能であり、農地への復旧は困難であるためです。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	3名の委員さんを指名いたします。1人目は河上委員さん、2人目は田中委員さん、3人目は尾崎委員さん。現地の方確認をお願いします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号について説明します。 この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるので、申請が提出されたものとなります。

	農地の取得を許可する要件は、主に３つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと　です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。 今回の申請は３件です。 １番について説明します。 農地の所在は〇〇〇番〇、他７筆、地目は田及び畑、合計面積 5,901 ㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から東に約 100m から 300m のところにある農地で、有償譲渡で 10 a あたり 5 万円だそうです。 譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻や野菜を栽培されるそうです。機械はトラクターと耕運機、田植機、コンバインを所有されています。 〇〇さんは、すでに周辺農地で農業経営をしており、問題ないと思われるが、万が一苦情が出た場合は、責任をもって善処するとのことでした。 以上ご審議をお願いします。
議　長	それでは、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
河上委員	それでは報告させていただきます。６月２０日土曜日に、申請者の〇〇さんと田中委員、私の３名で現地の方、確認しました。また、今回あちこちと農地が飛んでいる所があるんで、３人で歩いて確認しました。今回申請された所は〇〇さんが以前から管理されている所です。田については、現状は、しっかり稲が植えられました。畑については、〇〇さん牛を飼っておられるので、飼料の牧草を採集されとのことでした。確認結果として、農地法３条の許可基準にかざしても、特に問題ないと思われます。以上、報告終わります。
議　長	この件について、何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので採決します。 賛成の農業委員の挙手をお願いします。 全員挙手ですので可決されました。 議案第２号２番について、事務局説明をお願いします。
事務局	２番について説明します。

	農地の所在は〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 212 m²です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から南に約 500mのところにある農地で、有償譲渡で 10 a あたり 151 万円だそうです。 譲受人の〇〇さんは、〇〇在住であるが、休日に〇〇の実家に帰省し父の農業を手伝って 20 年以上になるそうです。将来的には、実家に戻り父の農業を継ぐ予定であるとのこと。また、平日の管理は父が行うとのこと。 〇〇さんは、この農地で、野菜などを栽培されるそうです。機械は管理機とトラクター、耕運機、田植機を〇〇の実家で所有されています。 〇〇さんは、父を含めてすでに周辺農地で農業経営をしており、問題ないと思われるが、万が一苦情が出た場合は、責任をもって善処するとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	担当地区委員からの調査報告をお願いします。
河口委員	現地は、〇〇さんの家の隣で、特に管理も問題はなく、先ほど事務局もおっしゃられた通りに、私が確認したところでも、もう 10 年くらいは、農繁期には帰ってきて手伝っておられるので、特段、問題はないと思います。以上です。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。 譲渡金額について、再度事務局の方から説明いたします。
事務局	譲渡金額について補足します。10 a あたり 151 万ではありますが、この農地自体で言えば、この 1 筆で 321,200 円の取引がされるという事で、申請を受けております。以上です。
議 長	質問がないようですので採決します。 賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。 全員挙手ですので可決されました。 議案第 2 号 3 番について、事務局説明をお願いします。
事務局	3 番について説明します。 農地の所在は〇〇〇番〇、他 4 筆、地目は畑、合計面積は 904 m²です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から約 100m から 300m のところにある農地で、無償譲渡だそ

	うです。 譲受人の〇〇さんは、〇〇にある〇〇さん所有の空き家と農地を譲り受け、平日の月曜日から金曜日を吉賀町で生活する予定で、農機具についても〇〇さんから譲り受けるとのことです。 〇〇さんは、この農地で、野菜などを栽培されるそうです。機械は草刈機と管理機を所有されています。 〇〇さんは、周囲の農業経営方針を確認して耕作するそうなので問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	担当地区委員からの報告をお願いします。
森下委員	土曜日の日に安永委員と〇〇さん夫婦と面談をして、確認をしたところでございますが、家の後ろ、両サイド、〇〇から１００メートルくらい〇〇に行く方の山の近くに１か所、後は〇〇があったところから山の中へまた１か所あったんですが、この点につきましては、家庭菜園をされる、という事で、別に問題はないな、という風に感じたところでございます。 以上です。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。 森下さん、これはⅠターンの予定の方ですか？
森下委員	いや、Ⅰターンでなしに、今事務局が言われたように当面は〇〇と〇〇との２拠点生活をされて、どちらかと言うと奥さんが家庭菜園をされる、旦那さんは〇〇で主に生活されながら、奥さんがこちらの方で生活をされる話のようです。まだ今、家も改装準備をやられておりましたんで、まだ移住には時間がかかると思いますが。
議 長	質問がないようですので採決します。 賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。 全員挙手ですので可決されました。
議 長	議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第５条とは、農地の権利移動を伴う農

	地転用で、農地を買って建物などを建てる場合の申請となります。 許可の要件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 農地の所在は〇〇〇番、地目は田、面積は 892 m²です。 譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。 今回の申請地は、〇〇から北西に約 200m のところにある農地で、転用の理由は駐車場の拡張のためです。 この農地は第 3 種農地となります。今回のケースにおける第 3 種農地とは、おおむね 300m 以内に〇〇が存在する農地となります。立地基準では農地転用は原則許可できる場所です。 申請地の周辺に農地があり、あか道、水路に囲まれているため、出入口として、橋掛け・スロープ設置が必要とのことです。また、申請地の北西側に排水溝を設置し、排水溝に向けて路面に勾配をつける。これにより、雨水が〇〇の方向に設置した排水溝に流れるようにするとのことです。 土地改良区からは特に意見なしということです。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。 この農地は吉賀農業振興地域整備計画において、「農用地区域外の農地」となっているため、農用地区域からの除外手続きは必要ありません。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	担当地区委員からの調査報告をお願いします。
河上委員	報告いたします。20 日の土曜日に、申請者の方と土地を譲られる方と田中委員と私 4 名で現地確認をいたしました。駐車場として利用されるそうです。周辺の耕作者への了解など得られているかを確認し、了解は得られている、という事でした。事務局の説明にも出た進入路の所、水路とあか道はありましたが、これも現状通り使うのに支障がないように進入路を工夫して作るようにすると言われておりました。そういう事で、農地転用されても特に支障はないと思われます。以上です。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので採決します。 賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。 全員挙手ですので可決されました。

事務局	報告第 1 号農用地利用集積等促進計画の承認について、事務局説明をお願いします。 議案の 5 ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りとなります。 標題は農用地利用集積等促進計画の認可について（一括方式）となっておりますが、一括方式とは、農地を所有者から農地中間管理機構に貸付する契約と、中間管理機構から耕作者に貸付する契約を同時に行うことを一括と呼びます。 では、簡単に読み上げます。 《読み上げ》 農地中間管理機構をとおした貸し借りの要件は、主に 3 つあります。 ①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられていること この要件については、事務局で聞き取りを行い要件を満たしていると判断し、農地中間管理機構へ申し出をしたところ、この内容でよいと決定されましたので、吉賀町で促進計画として認可いたしました。 報告事項となりますので、了解をいただきましたら地区担当の委員さんの署名をお願いします。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので次の報告に移ります。 報告第 2 号非農地証明の交付申請の承認について、調査結果の報告をお願いします。
尾崎委員	おはようございます。5 月 2 4 日に、現地の方に地主さんに行きました。〇〇で 2 年前に非農地申請をしたのだが、非農地申請が漏れていたのが今回申請されたとのこと。現況としては山林で、場所としては山の上の方で、〇〇でも上（かみ）の方と、もう人が住めない、入れないような状況でした。以上です。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。

事務局	質問がないようですので、次の報告に移ります。 報告第 3 号農業用施設等を転用する場合の届出について、事務局より説明をお願いします。 議案の 8 ページをご覧ください。 この届出は、自分で耕作する農地に 2 0 0 ㎡未満の農業用施設等を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。 農地の所在は〇〇〇番、地目は田、面積は 631 ㎡、届出人は〇〇さん、〇〇の方です。管理機を置くのに、排水が悪く、下に水が溜まるため、砂利を敷いて単管パイプと波板で雨よけ屋根を設置するとのことで転用面積は 50 ㎡です。 なお、この施設はすでに設置されており、事後報告となります。
議 長	この件について、何かご質問はありませんか。 質問がないようですので次の報告に移ります。
事務局	報告第 4 号地域計画変更における意見聴取について、事務局説明をお願いします。 議案の 9 ページをご覧ください。 地域計画についてですが、担い手などの変更がありましたので、計画を変更する必要があります。そこで、農業委員会に意見を求められておりますので説明します。 農地所在は〇〇〇番〇です。変更内容としては、現状農地として活用しておらず、今後も農地として活用していないため、地域計画の対象農地から除外するとのことです。なお、該当の農地は 4 月に農業委員会で現地確認をし、非農地証明書を交付していることを申し添えます。
議 長	この件について、何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので報告第 4 号につきまして、農業委員会の意見なし、といたします。 以上、本日の提出いたしました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 9 時 3 5 分閉会